

## はじめに

わが国では、少子化が急速に進む中、若い世代が将来に希望を持つことができ、安心して結婚し、こどもを産み育てていける社会の構築が急がれています。

こうした中、令和5年4月にこども基本法が施行され、こどもの権利保障やこども施策等の推進、並びに自治体の役割等が法で規定されました。さらに、令和5年12月には、こども大綱が制定され、こどもや若者の育成支援の推進、こどもの貧困対策、少子化社会対策など、こども施策の基本的な方針が定められました。



このような状況を受け、本市では、このたび安城市こども計画を策定し、こども施策を総合的、計画的に推進することとしました。

こどもはまちの宝であり、こどもが心身ともに健やかに育つことは、明るい未来につながります。こどもの権利条約の精神及びこども基本法の基本理念を尊重し、次の取組を通じて、安城市を、全てのこども、若者が将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか」なまちとなるよう取り組んでまいります。

- ・こどもが持つ4つの権利（「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）を尊重し、擁護していきます。
- ・安城市こども計画に基づき、こども、若者及び子育てに関する施策を積極的に推進していきます。
- ・「安城こどもBOOSTERS」を合言葉に、まち全体でこどもの成長を見守り、ともに育てていく気運を醸成し、こども、若者が将来に明るい希望を持てる社会づくりを進めていきます。
- ・「子育てするなら安城市」を実感してもらえよう、教育及び子育て環境を充実させていきます。

最後になりますが、計画策定にあたり、多大なご協力を賜りました子ども・子育て会議の委員の皆様、また貴重なご意見をお寄せいただきました市民や関係団体の皆様に心よりお礼申し上げますとともに、今後も一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

安城市長 三星元人